随意契約及び比較見積書省略理由書

工事名称：大阪府咲洲庁舎ゴンドラ維持補修

理由

大阪府咲洲庁舎のゴンドラ設備については、窓や外壁等の清掃及び点検用として建設当時においてサンセイ株式会社により製造及び設置され、これまで適正に維持管理が行われている。

本維持補修は、年１回の労働安全衛生法に基づく検査及び製造メーカーによる定期点検を踏まえ、ゴンドラの機能を適正に維持し、事故等を未然に防止するために必要となる部品の取替え、分解整備等をおこなうものである。

当該ゴンドラは超高層ビルに設置された特殊な設備であり、取替え、分解整備等の作業には独自の構造や挙動に関する高度な専門知識と熟練した技術が不可欠である。さらに、機器の制御システム（インターロックおよびシーケンサー等）のプログラムデータを、安全かつ正確に、データ更新や調整をおこなえるのは、開発・製造メーカーであるサンセイ株式会社をおいて他にない。

よって、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定により、サンセイ株式会社と随意契約を締結することとし、大阪府財務規則の運用第６２条関係第２項第１号により比較見積書を省略するものである。